

日行連発第 380 号  
令和 4 年 6 月 24 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
法務業務部  
部長 原田 誠

法務省 共有私道ガイドラインの改訂について（周知）

法務省において、改正民法の解釈を明確化し、具体的なケースにおける法の適用関係を示すべく、共有私道の保存・管理等に関するガイドラインが改訂されました。法務省ホームページにて公開されましたので、お知らせいたします。

詳細は、法務省ホームページをご覧ください。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力くださいますようお願いいたします。

【法務省ホームページ】

- ・共有私道の保存・管理等に関する事例研究会（第 2 期）

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00280.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00280.html)

以上